

短時間労働者の社会保険に加入要件について

令和4年10月から、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険が、適用拡大されます。
(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号))

(1) 厚生年金保険及び健康保険の適用拡大

- ① 多様な就労を年金制度反映するため、被用者保険の適用拡大を実施し、対象となる企業は、次の通りです。

現在の適用範囲	⇒	令和4年(2022年)10月以降	令和6年(2024年)10月以降
従業員数500人以上		従業員数101人以上	従業員数51人以上

※ 上記の、従業員数とは、次の、a、bに該当する従業員です。

- a. (フルタイムの従業員数) + (週の労働時間が、フルタイム従業員の、 $\frac{3}{4}$ 以上の従業員数)の合計になります。
b. 従業員数には、パート労働者、アルバイト労働者も含まれます。

(2) 新たな、社会保険加入対象者の把握については、次の、(ア)～(エ)の全ての項目に該当する、の方々が、加入対象になります。

- (ア) 週の所定労働時間が、20時間以上
 (イ) 月額賃金が、88,000円以上
 (ウ) 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
 (エ) 学生でない(休学中や夜間学生は、加入対象になります)

《 詳細については、年金事務所にてご確認下さい。》

法人・施設経営の様々な問題にお答えします

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談(施設利用者、法人運営、労務管理、会計・税務等)を受けています。日常の施設運営に関わる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたしますが、正確を期する意味で、できるだけFAXでのご相談をおねがいします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

※通常、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

○ 月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 9時～17時

○ TEL 076-432-6219

○ FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の経営相談』⇒『相談票』

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

「重要性の原則」

Q 社会福祉法人会計における「重要性の原則」について教えてください。

A 社会福祉法人会計において、適用機会が多い原則として「重要性の原則」があります。会計基準には次の通り規定されています。

基準第2条第1項第4号

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

会計上は、本来会計処理の原則及び手続あるいは、計算書類への表示について、定められた方法等に従って正確な計算・表示等を行うべきものです。

しかし、金額的、内容的に重要性が乏しいものについては、そのような厳密な処理を必ずしも要求せず、他の簡便な方法も認めるという原則が重要性の原則です。

重要性の原則については、「局長通知」で次の適用例が挙げられています。

局長通知

1 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (6) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。

上記の代表的な例を挙げると、次の通りです。

「社会保険の適用拡大」

Q 今後の社会保険の適用拡大の際に、従業員数のカウント方法は、どのように行ったらよいのでしょうか。

A リーフレット、「厚生労働省から法律改正のお知らせ」によると

従業員数をカウントする際の従業員数は、

- ・ A = フルタイムの従業員数。
- ・ B = 週労働時間及び月の労働日数がフルタイムの、 $3/4$ 以上の従業員。
(※従業員には、パートタイム労働者、アルバイトを含みます。)
- ・ 上記の、A + B の合計 = 現在の厚生年金保険の適用対象者となります。
- ・ 原則として、従業員数の基準を常時上回る場合には、適用対象になります。

※自主的に判断し、速やかに届け出てください。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月間で、基準を上回る場合には日本年金機構に於いて適用します。

- ・ 法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

詳細は、厚生労働省の、「従業員が500人以下の事業主のみなさまへ」社会保険適用拡大ガイドブックを、参照下さい。
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_jigyonushi.pdf

(1) 郵便切手を購入時に「通信運搬費」として費用処理して、期末に残った分も「貯蔵品」としては計上しない。

(2) 期の途中(例えば8月)に支払った1年分の保険料を全額その年度の「保険料」として費用処理して、次期に対応する分を「前払費用」に計上しない。

(3) 徴収不能引当金について、金額的重要性が少ないことを理由に計上しない。